

平成 26 年北海道告示第 166 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道上磯郡知内町字重内地内における「木質チップ製造工場建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 31 号に掲げる地方公共団体が設置する工場の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である知内町は、本件事業の施行に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、北海道上磯郡知内町において、町内の森林から得られる植物由来の生物資源（以下「森林バイオマス」という。）を原材料とした木質チップの製造施設を整備する事業である。

知内町では、森林面積が町の総面積の約 8 割を占め、スギやトドマツなどの人工林や天然林が豊かに広がっているが、これまで木材などの林産物の供給を通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このため、起業者は、平成 22 年 4 月に「知内町森林整備計画」を策定し、森林の伐採や造林など適正な森林施業の実施により、健全な森林づくりを推進することとし、平成 24 年 9 月には、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、「北海道地域材利用推進方針」に即して、「知内町地域材利用推進方針」を策定し、知内町内（町内で用意できない場合は北海道内）の森林から産出され、町内で加工された木材（以下「地域材」という。）を公共建築物に積極的に利用するとともに、住宅や民間事業所などの一般建築物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用拡大を図る取組みを推進している。

本件事業の完成により、木質チップの製造施設が整備され、更新時期を迎えた町民センター（知内町役場庁舎）の暖房ボイラーや平成 26 年度建設予定の町民プール等複合施設の暖房・給湯ボイラーの燃料として、木質チップを安定的に供給することにより、地域材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材自給率の向上に寄与するものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で実施した騒音及び振動に関する調査によると、騒音及び振動に係る北海道の規制基準をもとに定めた環境保全目標値を下回っており、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられる。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）等により起業者が保護の

ため特別の措置を講ずべき動植物は確認されておらず、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地も確認されていない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本事業は、町内の公共建築物等の暖房・給湯ボイラーの燃料となる木質チップを製造することを目的に、チップを製造・保管する施設のほか、チップの原材料となる森林バイオマスの貯木場、大型車両の旋回スペースやトラックスケールを設置した作業用通路等を有する木質チップ製造工場を整備する事業である。

本事業の起業地については、木質チップの供給先への納入や原材料となる森林バイオマスを搬入する際の交通の利便性、事業施工の難易度及び経済性、潰地面積及び支障物件の多少、騒音・振動等による周辺環境に与える影響等を考慮し、知内町字重内地内の2箇所について比較検討が行われている。

申請案は、他の案と比較して、騒音や振動などの影響が少ないこと、災害時の津波による被害の可能性も低いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、起業者は町内の公共建築物における地域材の利用の促進に関する方針を定め、町内の公共建築物等の暖房・給湯ボイラーの燃料として、木質チップを安定的に供給することにより、地域材の適切な供給及び利用の確保を通じて、林業の持続的発展を図る必要があることから、できるだけ早期に木質チップの製造施設を整備し、町内における公共建築物等の暖房・給湯ボイラーの燃料として、木質チップを供給する必要がある。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。